

## 令和3年第1回大竹市教育委員会

- 1 開催日時 令和3年1月29日(金) 9時32分開始
- 2 会場 大竹市役所4階第2会議室
- 3 出席及び欠席委員
- |     |      |    |
|-----|------|----|
| 教育長 | 小西啓二 | 出席 |
| 1番  | 池田良枝 | 出席 |
| 2番  | 中田美穂 | 出席 |
| 3番  | 小出哲義 | 出席 |
| 4番  | 小城和之 | 出席 |
- 4 出席職員
- |        |       |
|--------|-------|
| 総務学事課長 | 真鍋和聰  |
| 総務学事課  | 重安千陽  |
|        | 中川香代子 |
|        | 瀬川隆司  |
|        | 尾崎明菜  |
| 生涯学習課長 | 三井佳和  |
| 生涯学習課  | 安藤好博  |
|        | 山田隆司  |

.....  
【開会時刻 9時32分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和3年第1回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、池田委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。

日程第1「会期の決定について」を議題とします。今期定例会の会期を、本日1月29日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

### 議案第1号 大竹市青少年問題協議会委員の委嘱について

小西教育長 日程第2「議案第1号 大竹市青少年問題協議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本議案は、地方青少年問題協議会法第3条及び大竹市附属機関設置に関する条例第3条の規定に基づいて、大竹市青少年問題協議会委員を委嘱するものです。

この度、大竹市青少年問題協議会委員に委嘱しようとする方は、森田進也様です。森田様は、一般社団法人大竹青年会議所トランジション委員会の副委員長であり、一般社団法人大竹青年会議所の役員交代に伴い、前任の河野大輔様に代わ

り、後任の者として一般社団法人大竹青年会議所に委員の推薦を依頼したところ、トランジション委員会副委員長である森田様を推薦していただくこととなり、本人から就任についての承諾をいただいたため、この度新たに委嘱するものです。なお、任期につきましては、大竹市附属機関設置に関する条例第6条に基づき、前任者の残任期間とすることになっておりますので、令和3年2月1日から令和3年6月30日までとなります。以上で説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

## **議案第2号 大竹市民スポーツ広場設置及び管理条例施行規則の一部改正について**

小西教育長 日程第3「議案第2号 大竹市民スポーツ広場設置及び管理条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 大竹市民スポーツ広場は、大竹市消防署と大竹市休日診療所の間に位置し、敷地面積6,250㎡の中に、多目的コート及び広場、ゲートボール場及び駐車場を有する屋外施設です。本施設は、地域住民のスポーツ活動の場として日頃からご利用いただいておりますが、同時に大竹市総合市民会館で開催される様々な事業の臨時駐車場としてもご利用いただいております。そんな中、大竹市民スポーツ広場設置の休業日及び使用手続きが総合市民会館条例施行規則と一致していないことで、手続きに不便が生じておりましたので、総合市民会館と同様の取扱いにすることが利用者にとって分かりやすいため大竹市民スポーツ広場設置及び管理条例施行規則の一部を改正するものです。

規則の一部改正の内容について説明します。第3条は、休業日を規定しています。これまで1月1日から1月4日まで、及び12月28日から12月31日までとしていましたが、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までとしています。

第4条は、使用手続きについて規定しています。これまで使用申請書は、「1か月前から前日までの間に所定の申請書を教育委員会に提出しなければならない」としていましたが、「3か月前から当日までの間に所定の申請書を教育委員会に提出しなければならない」としています。

第5条からは、内容に改正はありませんが、条文をそれぞれ繰り下げています。最後に附則ですが、本規則の施行期日を令和3年2月1日としています。以上で説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小出委員 改正の理由が利用者にとって分かりやすい、利用しやすいためということで、市民会館とスポーツ広場の休業日を同一にするということだと思っております。

スポーツ広場を利用される方というのはことさら市民会館とスポーツ広場と両方を同時に利用する方は少ないかと思えます。利用者にとって分かりやすい、利用しやすいとしているのですが、何か別の、特に一緒にしないといけない理由というのがあるのでしょうか。スポーツ広場を国民の休日には利用できないということで、国民の休日にこれまで利用している実績があるのか、その辺の不都合は生じないのでしょうか。

事務局 利用しやすいというのは先ほど申しましたように、総合市民会館で事業を行う際に臨時駐車場としてご利用いただいている関係があります。総合市民会館を3か月前から申請するとき、臨時駐車場としてスポーツ広場を申請しようとする、同時に申請はできませんでした。総合市民会館は3か月前ですがスポーツ広場は1か月前に申請ということで、利用者にとってはできたら同時に申請をして間違いなく臨時駐車場も確保したいという要望がありました。そこは今回合わせましょうということです。総合市民会館の利用申請とスポーツ広場の利用申請の時期を合わせましょう、ということで改正を行っています。もう1点の祝日の件ですが、「ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、休業日を変更し、又は臨時に休業することができる」としておりますので、こういったイベントをしたいということがあれば、事前に申請をいただければ臨時的に開くことは可能としております。

小出委員 休みの日に見ていると、地区のグラウンドゴルフとかをしている姿をよく見かけます。うちの地区もそうですが、国民の祝日の日にイベントをすることが多々あります。その辺の支障がなければ良いなと思って質問をしました。

事務局 先ほど申しましたとおり、祝日にイベントを開催したいということがあれば事前に申請をしていただければ、屋外施設ですので許可することは可能としています。

事務局 スポーツ広場は、消防署の隣の場所になります。管理は総合市民会館の職員が行っていますが、民家が近いので苦情もかなりあります。例えば、バスケットボールを行うとボールが弾んで振動となり、苦情となります。そのような場合、市民会館が閉まっていたら、誰が苦情の対応をするのかという話になります。ある程度一緒にの休みで管理をしたい。苦情があまり考えられないグラウンドゴルフ等については、臨時に使用していただいても問題ないと思えます。想像以上に苦情が多いというのが現実にはあるというのも、ご理解をいただきたいです。

小西教育長 祝日は原則として休業となっておりますが、市民への発信、こういう時には使えぬという発信は考えていますか。

事務局 だいたい常連というか、グラウンドゴルフとかそういう方々なので、窓口等では周知をしていけると思えます。だいたいスポーツ施設は使われる方というのは限られているので、そういったところの配慮は窓口対応でさせていただければと思います。

小西教育長 そのあたりトラブルがないようにしていただきたいと思えます。

池田委員 今回の苦情の件でいくと、例えばバスケットボールなんかの場合苦情が出たりするという場合は、総合市民会館が休館でも貸し出していたということですよ。貸出をしていてさらに苦情が来るのか、そうでなくて無断で使っていて苦情が来るのでしょうか。

事務局 現実には苦情は来ております。特にバスケットコート、こちらの方が苦情のメインです。現在バスケットコートに関しては、17時以降コート内に柵というかチェーンを設置してプレイができないようにしています。現行の休業日におい

でも同じくチェーンをして1日中プレイができないような形にして使用時間を守らせるように対応している状況です。今後も休業日、祝日が休業日であれば祝日の前日夕方にチェーンを設置して使えないような対応をしていこうと考えています。

事務局 多くは中学生・高校生、青少年なんです。我々としては、そういった青少年が外で遊ぶ場所というのは限られますので、こういった場を苦情があるからもう使用禁止ね、としたいくないというところです。だから一定のルールをしっかりと守ったうえで使用していただくというのは重々使用者には言っているのですが、どうしてもバスケットであれば響く音とか、小中学生であれば騒ぎたいという衝動。そうすると小声で話すというのは難しいです。ほかにはスケボーというところがトラブルになります。そこ辺りは一定の、先ほど言ったようにルールを徹底してお互いが理解を得るようにしながらやらせていただいているという状況です。

池田委員 1点先ほどちょっとお聞きした部分で、その子たちはみんなちゃんと申請をして使用しているということで、無断で使用しているという件数はそれほどないということですね。

事務局 バスケットコートに関しては申請を求めておりません。ただ、先ほど言いましたように、しっかりルール、時間をこの時間帯ですよということをしかり掲示をしたうえで、基本は先ほど言いましたように子ども達のスポーツの場として利用できるようにしています。ただ、あくまでもそれは個人利用ということなので、団体がそこを使う場合は申請していただくように、そういった形で指導の方は常時しております。

小出委員 地域の方から苦情が来るという話で、うちの地区にある小さな公園もそうなんですけど、やっぱり休みの日に子ども達が騒いでいたら、近所の方が苦情に自治会の方に来るということがよくあるんですよね。ただ、子ども達としたら元気よく声を出して遊んでいるだけなんですけど。たぶん地域の方からしたら子育ても遠く昔に終わって、自分たちが子育てをしたときの記憶を忘れかけて、ただ騒音としか感じてないんだなというふうに思うんですが、子どものいる場所がだんだん少なくなっていますので、そういった苦情が来たときには、ぜひ地域の方にも子ども達の居場所、それを騒音と感じずに地域の子どもの元気な姿が地域の宝だと、そういった騒いでいる子ども達を少し擁護するような、かばっていただければなと個人的には思います。

小西教育長 まさに今、地域の教育力が低下していると言われてはいますがけれども、やはり少ない子ども達、少子化の子ども達ですから、そのあたりしっかりとルールは指導しながら、社会で育てていくということ。そういうご意見かなと思いました。当然生涯学習課でもそれについてはしっかりと指導していきたいと思えますし、学校教育の中でも学校を通じて指導も可能かと思えます。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

### 議案第3号 令和2年度学校給食納入食糧品業者納入物資の追加について

小西教育長 日程第4「議案第3号 令和2年度学校給食納入食糧品業者納入物資の追加について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 学校給食納入食糧品業者選任審査要綱第6条に基づき品目追加の申請があった物資について、緊急やむを得ず追加する必要がありますので、同要綱第7条第3項の規定に基づき、大竹市給食センター運営委員会の審議を経ずに、追加の決定をするものです。

追加の決定をお願いするものは、株式会社ニシムラが納品する大豆製品です。大豆製品につきましては、これまで、クリームファット株式会社が納入物資の申請をし、教育委員会が選任の決定をして納品していましたが、取り扱っていた製造業者の自己破産により、大豆製品の納品をすることができなくなり、新たに取引業者を探していたところ、株式会社ニシムラから取り扱っている大豆製品製造業者の納品が可能であるので申請したいとの申し出がありましたので、この度、追加の決定をお願いするものです。以上で説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

### 報告第1号 令和3年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について

小西教育長 日程第5「報告第1号 令和3年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和2年第8回定例会において、令和3年度特別支援学級で使用する教科書を採択していただきましたが、11月に開催しました就学指導委員会において審議された者に適した教科用図書がなかったため、新たに採択する必要が生じましたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したので報告するものです。

市で使用する教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条において、文部科学省から送付される目録に搭載された教科用図書のうちから種目ごとに1種の教科用図書について採択する旨定められています。しかし、特例として、特別支援学級で使用する教科用図書については、学校教育法附則第9条により、当該児童生徒の教育課程において、検定済教科書を使用することが適当でない場合、文科省著作教科書や一般図書といった、ほかに適切な教科用図書を使用することができるとされています。そこで、第4回定例

会において承認していただいた「令和3年度大竹市使用教科用図書の採択基本方針」に基づき、学校の中で特別支援学級に在籍する児童生徒の教科書を選定し、第8回定例会において特別支援学級で使用する教科用図書を採択していただきました。

しかしその後、第2回就学指導委員会においての審議結果を受け、学校において実態に合う適切な教科用図書を選定したところ、小学校「国語」「算数」については、採択している教科用図書の中に適したものはありませんでした。よって、教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条第1項により、基本は前年度の8月31日までに行うべきですが、今回は同条第2項「9月1日以降に新たに教科用図書を採択する必要性が生じた場合」に該当しますので、速やかに採択する必要があります。しかし、9月以降に一般図書の追加が生じた場合は、12月中に県教育委員会へ報告する必要があることから、1月の教育委員会の採択では間に合わず、教育長において処理したものです。

- 小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- 池田委員 急遽、教科書採択が必要になったということは、急遽特別支援学級へ入級する必要がある児童が増えたというふうに捉えてよろしいでしょうか。
- 事務局 この方の場合、新1年生の方でした。特別支援学級に入るということで、違う教科書を考えていたんですけど、学校との面接を繰り返す中で、就学指導委員会での障害の種別等を話し合う中で、やはりこの子にはこちらの教科書よりこちらの教科書の方が良いのではないかということで、学校の教科書選定委員会の中で教科書を変えた方が良いという意見がありました。それで改めて見直したところ、国語も算数もこちらの方が良いという結果になりましたので、このような形で採択をさせていただきたいと思いました。
- 小西教育長 他に質疑はありませんか。
- 委員一同 なし。
- 小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認されました。

#### **協議・報告事項 大竹会館の営利目的の使用の許可に関する要綱の制定について**

- 小西教育長 日程第6「協議・報告事項 大竹会館の営利目的の使用の許可に関する要綱の制定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。
- 事務局 本要綱は、大竹会館条例第4条の規定に基づく許可のうち、団体又は個人が営利目的で使用する場合の許可について、必要な細則として新たに要綱を制定したものです。
- 始めに第1条は、制定趣旨を規定しています。ここで言う団体又は個人とは、株式会社、有限会社、個人商店を指します。また、大竹会館を使用する場合は、施設内及び施設外を含みます。昨年9月の条例改正において、貸室以外の

共有スペースを営利目的で使用する場合は、使用面積1平方メートルにつき1時間まで毎に220円徴収するよう規定しています。屋外テラスや平面駐車場等で様々な事業の実施をしていただければと考えています。

第2条は、営利目的使用の具体的な内容を規定しています。第1項第1号は、物品販売や商品等の宣伝行為を行う場合を想定しています。商品を直接販売しないが展示、注文、試食、実演等を行う場合も、最終的に営利に繋がるため、営利目的での使用になると考えています。第2号は、参加料、入場料を徴収して行う各種イベントを行う場合を想定しています。第3号は、学習塾、音楽教室、ダンス教室などが定期的に施設を使用する場合や、イベント等で臨時的に施設を使用する場合を想定しています。例として、保護者向けの発表会、教材等の展示会、各種資格試験会場等の活動を行う場合を想定しています。ただし、必要最低限の実費、例えば教材費や材料費を徴収して行う行う子どもや高齢者向けの教室や、小規模グループが趣味的活動のために開催する教室などについては、最終的に営利に繋がらないと判断できるため、営利目的使用にしないものとします。第4号は、施設内及び敷地内で写真撮影やビデオ撮影をし、その画像をアルバム等に使用する場合を想定しています。和服レンタル業者がサービスの一環として撮影会を大竹会館で実施した場合、直接的にその撮影会画像を販売しなくても最終的に営利に繋がるため、営利目的での使用になると考えています。第5号は、大竹会館内で契約行為をする場合を想定しています。例えば、携帯電話やインターネットのPRを実施し、簡易的でも契約行為が発生する場合、最終的に営利に繋がるため、営利目的での使用になると考えています。第6号は、その他金銭的な利益を得ることに繋がると認められることとして、団体又は個人が大竹会館内で社員、店員向けの福利厚生事業、入社・採用試験、会社説明会、PR用ポスター等の掲示及び法律事務所等が行う相談会などを想定しています。

第2項は、営利目的使用とみなさない内容について規定しています。1号から3号までに規定している団体が、その設立目的に沿った事業を実施する場合、例えば、子どもの一時預かり事業を実施しているNPO法人が有料で子どもを預かる場合、シルバー人材センターが会員募集や会員向けの研修会等を実施する場合、保育所を運営している社会福祉法人が保育士募集や園児募集等実施する場合などを想定しています。4号は、市から助成金の交付を受けた団体が、例えば地元産業及び観光の活性化事業を実施する場合などを想定しています。5号は、例えば商工会議所等が地元農産物の直売会を実施する場合などを想定しています。

第3条は、補則を規定しております。

最後に附則ですが、本要綱は令和3年1月15日に施行しております。以上で説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

池田委員 先ほどの説明を聞いていますと営利目的かそうでないかの線引きがすごく難しい場合もあるだろうなというふうに思いますので、疑義が市民から生じないような判断の仕方をしっかりといただければと思います。

事務局 この要綱を制定するにあたり各市町の要綱も参考にさせていただいたんです

けれども、大変ほかの市町も悩んでいらっしゃるというのがよく分かりまして、作成するのにも大変苦勞したんですけれども、先ほどご指摘ありましたように、おそらくグレーの部分は出てくると思います。その際はしっかり申請者のご意見等をお聞きしたうえでトラブルがないように。また、せっかくの大竹会館、新設の施設ですので、気持ち良く利用される方が使っていただけるように、様々な配慮をしながら申請事務を行ったうえで、皆さんに気持ち良い形で使用料を払ってもらえるように細心の注意を払いながら事務の方を進めていきたいと考えています。

小西教育長 様々な多くの視点で想定をしながらですよね。慎重に取り組んでまいりたいと思っております。また、お気付きの点があれば、こちらの方に言っていただければと思います。

池田委員 今回の教育長の話聞いていて、やはり窓口が判断をするような形になるかと思うので、記録をしっかり、例えば先ほど言われていたグレーの部分だった場合には、こういうことがあったのでこういうふうには許可をした、ということを残しておいていただくと、同じような場合が起こったときに同じ判断ができるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局 大変貴重なご意見ありがとうございます。やはりそのとおりでと思います。総合市民会館の受付においても日々様々なご意見等いただいておりますので、記録に関しては、所定様式等作成したうえで管理事務所の職員に周知して、その都度報告・連絡をしていただいたうえでトラブルをなるべく少なくする。また、発生したトラブルについては、二度と起こらないような形で対応の方を進めていきたいと考えています。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 ないようですので、協議を終わります。

## 協議・報告事項 大竹会館開館状況について

小西教育長 日程第7「協議・報告事項 大竹会館開館状況について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 大竹会館改築等事業の進捗状況ですが、大竹会館新築棟本館及びアゼリアホール改修につきましては、令和2年12月末に工事を完了し、施工業者から施設の一部引渡しを受けています。

工事が完成している箇所が、1期工事の大竹会館新築棟本館及び大竹会館アゼリアホール部分となります。現在工事中なのが、2期工事の大竹会館平面駐車場、大竹会館倉庫及び防災倉庫となります。12月末での工事進捗状況ですが、全体で90.1%の出来高であり、このまま順調に進めば、3月中旬には2期工事も終了する見込みとなっています。今後の主な予定ですが、この1月中に、施設内通信設備等の開通工事、主要備品、研修机・椅子、待合ソファ及び管理運営に必要な諸備品等の搬入作業を終えています。現在は、2月15日月曜日の開館に向け、施設管理者を対象とした設備操作や受付業務研修を継続して実施しています。また、来月2月4日木曜日には、市議会議員及び自治会役員向けの内

覧会を実施します。2月12日金曜日には、県議会議員、市議会議員議長、自治会連合会会長等をお招きして、開館式を執り行うこととしています。なお、開館式終了後は、施設を一般開放し内覧会を実施する予定です。その後、2月13日・14日の土曜・日曜日の両日で、現在大竹小学校体育館内に事務所を移転しております大竹支所を大竹会館内に戻す作業を実施する予定です。週明けの2月15日月曜日午前8時30分には、大竹会館及び大竹支所を開館し、施設の通常使用を開始する予定です。

なお、2期工事の関係で、2月4日木曜日の市議会議員及び自治会役員向け内覧会、2月12日金曜日の開館式及び市民向け内覧会及び2月15日月曜日の開館時には、アゼリアホール1階の屋内駐車場31台及び大竹中学校臨時駐車場約50台をご利用いただくこととなります。2期工事終了後には、平面駐車場67台分が完成しますので、アゼリアホール1階の屋内駐車場31台と合わせて98台の駐車スペースができます。当分の間は利用者の皆様にご不便をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

事務局 来月の教育委員会議をこちらの大竹会館の会議室で行ってはどうかと提案をしています。その際に、ぜひ部屋の方を見ていただけたらありがたいなと思っております。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

池田委員 2月15日から大竹会館と大竹支所の開館ということで、アゼリアホールの使用も同時に始まるということによろしいですか。

事務局 アゼリアホールの使用は可能となっています。すでに2件ほどイベントの予約を受けておりますので、今までと同じような形で様々なイベントにご利用いただけたらと思います。ただ、先ほど言いましたように駐車場が必要台数確保できていない状況なので、荷物の搬入等においてご不便をおかけすることになるかと思いますが、その点をご理解とご協力をお願いしたいと思います。

池田委員 第2期の工事中のアゼリアホールへの駐車場の入り口であるとかその動線であるとか、案内というか安全面からのそういうものはどういうふうに確保されているのでしょうか。

事務局 アゼリアホールに入る通路なんですけど、現在工事中なので使用不可ということになります。広島から岩国方面に向かってデイリーストアがあると思います。その交差点を左に曲がっていただきまして、華之荘側に向かうちょっと細い道路があるんですけど、一方通行のそこを通過して、アゼリアホールの裏口ですね、そこから進入可能ということになります。大変分りにくいということなので、要所、要所に「大竹会館駐車場」という表記と、「大竹中学校の臨時駐車場があります」という表記を配置して、利用者の方へ周知するように進めております。それでも分りにくいということで、2月広報紙には駐車場はこういう通路ですということをお知らせさせていただくと同時に、大竹会館内にもチラシ等設置しまして、利用者の方に周知を図りたいと考えています。

事務局 正面玄関、警察署側には8台駐車場があります。そのうち2台はゆずりあいの駐車場。6台が一般駐車場となります。15日から支所がオープンしますの

で、基本的には支所をご利用の方がこちらの6台くらいは常時使う想定をしています。ですので、どちらかという生涯学習関連の公民館活動をされる方の案内は、先ほど申しましたような地下の20台と臨時駐車場を利用させていただくような案内をしていこうと考えています。

池田委員 下から入れるっていうことで安心したんですけども、逆に今度は平面駐車場ができたならそこは今までどおり入れなくなるってことですよね。

事務局 平面駐車場全体が完成しましたら、本来のルートとして考えているのは、平面駐車場から下に降りるスロープがあるんですね。そこから入って先ほどの華之荘側の道路に出る、一方通行が最終形のルートだと考えておまして、地下駐車場は30台くらい確保しているんですが、そこは常時使える状態になります。今回の新築・改修の売りとしては、雨が降っても地下の駐車場から直に入れるというところ。そうすることによって、例えば子ども達が今まで雨の日に楽器を持ち込む場合、濡れていたが、今後は濡れながら入っていくということがなくなる。地下に車を止めてそこから楽器とかを持って直接入れる。すぐに特注の24人乗り用のエレベーターに直結しますので、そこで楽器を入れてアゼリアホールに入れるというような動線を確認しているというのが、かなり売りになっています。地下の駐車場は、これまでは使えなかったけど、今後は常時21時30分くらいまでは使えます。雨の日はたぶんこっちの方が人気になるかもしれません。濡れずに館には入れるという形態です。

池田委員 今まで自分がアゼリアホールの地下に止めるときには、表から入って、華之荘側に出る方は閉まっていたんですけども、これからはずっとそこは開いて、一方通行的に、逆にそっちらからは入れないということですよ。その辺の周知が、私のように今まで平面駐車場に入れていけば、またそこが始まっても、そこからまた出入りできると思ってしまうと事故の原因になったりするんで、そのあたりの周知を徹底される方がいいのかなと思いました。

事務局 ご指摘の通り、今までの車の進入方法、出る方法がまた違ってきますので、それは配慮しまして、駐車場の床の部分に大きな矢印等を設置します。壁面には「出口」というようなことを大きい文字で表示するようにすでにしております。また、第2期工事が終了しましたらそういった注意看板も何か所か設置しまして、事故のないように対応したいと考えています。とは言っても多少混乱が生じますので、その都度利用者の方には注意喚起の方を管理事務所等で行いたいと考えております。

小出委員 平面駐車場が完成したときの出入り口は、今までどおりなんですか。あと人の出入り口はどこになるのか教えてください。

事務局 平面駐車は、大竹警察署側から通常どおり入れるようになっています。出口も大竹警察署側から出るようになっています。人の流れですけども、要所要所に横断歩道を明示しまして、危険がないように、歩行者用通路というようなことを視覚で分かるような形で舗装等する予定にしています。

事務局 人の出入りは、大竹警察署側の正面玄関が基本となります。正面には、ロータリーを設けますので、ロータリーで車を降りたら正面玄関から入っていただ

くという入り口。もう1点は、地下の駐車場から車で下りて裏から入るといった入り口等が2か所あります。地下から入る、正面から入るといった人が入る入口が合計3か所あります。メインは大竹警察署側ですが、例えばイベント、成人式とか非常に車が混みあう場合は、実はこちらの郷水館側にも出入り口を設けまして、人が立ってこちらは入り口専用、こちらは出口専用でルートに分けるといった設計にしております。イベントごとがある場合は混乱がないようにします。市道中市立戸線に抜けるのを出口専用にする、警察署側は入り口専用にするという。当初設計するうえで市道中市立戸線の方に出入り口をといた話もあったんですが、中市立戸線は交通量の多い幹線道路になっていますので、こちらを常時の出入り口にすると混みあって非常に危険だというアドバイスが警察からありましたので、こちらの出入り口は今までどおり変えずに交通量の少ない方側にメインの出入口を設け、ロータリーをつけたという形です。

小出委員 大竹中学校側から来たときに、自転車と歩いて行ったときの出入り口は、正面まで回らないといけないんですか。あるいは出入り口があるのですか。

事務局 基本的には大竹警察署側から入館していただきたいというのが希望ですが、四国銀行のATMがあります。そこに一応抜け道というか横道はありますので、歩行者や自転車の方はそこから入ることは可能ですが、中市立戸線からはできませんでしたら入館の方は、安全面も含めまして避けていただけたらと考えています。

小西教育長 人が通る戸口みたいなのはないですか。

事務局 非常に悩んだんですが、入ろうと思えば郷水会館とかそういうところは隙間がありますから、生徒も横切れることは、物理的にはできますし、現実的にもいると思います。そこを規制するとかはありませんので、自転車で入る方もいるし、歩いて横切る方も。ただ、安全面を考えると正面からということになります。また、車が侵入できるようにすると、市民会館もそうなんですが、結構信号があると横切れるんです。大竹会館の中を通過して出る。したがって、特に大竹中学校側は車の往来については遮断しとかなないと危険ということになりました。

小城委員 大竹会館の東側に細い道路がありますよね。今は臨時的にこっち側から入ることができるということですよ。

事務局 そのとおりです。臨時的です。本来は上から下りて一通に出るといったルートを想定しています。今回臨時で、一通の方から入って出るという形のルート。2期工事で上が閉じられているので。

小城委員 看板とか先ほど設置されるとおっしゃっていたと思うんですけど、今のこのスケジュールで行ったら「3月の中旬から下旬ぐらいまでは」という日付のところも明記されとかなないと、その後もこちら側から行けるとなったら、ここは本当に細い道で生活道路といえますか、事故とかあったらいけないと思いますし、それこそ華之荘さんとかがあつて渋滞とかもするんでないかなと。タイミングにもよると思いますけど。その辺もしっかり周知しておいた方がいいかなと思います。

事務局 ご指摘のとおりだと思います。そこはちょっと見逃しておりましたので、そういった日付の記載についても、後追いになりますけども対応していこうと思

います。

小西教育長 市民の方が活用されるのに、せっかく来ていただいて事故というのはやはり防がなくてはならないので、しっかり安全確保ということで見える化をしながらやってまいりたいと思っております。

池田委員 自転車置き場はどこにあるんですか。

事務局 自転車置き場は、大竹警察署側の道路側に現在用意をしています。2期工事でまだ姿かたちが見えないんですけども、3月の下旬には完成しております、駐輪場は、四国銀行のATMの横に横道がありますので、自転車はそこから入ることも可能です。安全面から考えれば、できれば大竹警察署の前から入っていただいた方が道路の幅も広いですので、その方がよろしいかと思えます。郷水会館の方からも入ることは可能なんですけども、やはり平面駐車場、車が多いときには歩行者、自転車等が通られると敷地内の事故ということもありますので、できましたらそこら辺はやはり交通ルールといいますかルールに従った形で正面から入っていただく方が、安全面を確保したつくりになっておりますので、ご協力をいただきたいと思っております。それと、美観の問題からテラスを設けています。大竹会館新築棟とアゼリアホールの真ん中に空白があるんですが、ここは元々アゼリアホールの階段を歩いてちょっとテラスというか広場になっているんですけども、その部分に駐車場、駐輪場、止めるのは可能なんですけども、やはり施設的な美観ですとか、せっかくの中庭というスペースがありますので、そこで子ども達がもし良ければお母さんと一緒に遊んでいただきたいなど。私どもとしてはそういった施設、子どもが来やすい、お母さんがここで子ども達と遊べるような施設的な夢を含めましたので、ここにはちょっと自転車を置かないように注意させていただきたいと考えています。

小城委員 この駐車場って全部で81台とお聞きしたんですけども、イベントが平日にあって大竹会館の方も平日に営業されていると思うんですけど、そのときの駐車台数のキャパですよね。これが超えた場合、81台じゃなくて車が100台、それ以上になった場合というのはどのような対応をされるのですか。

事務局 平日にイベントというのはほぼないんですけども、あれば大変申し訳ないんですけど、例えば総合市民会館を臨時駐車場にするとか、先ほど申しました市民スポーツ広場を臨時駐車場にするとか、そういった対応をしていただいて、歩いて大竹会館に行つてということになるかと思えます。だいたい大竹会館、アゼリアホールでイベントをするのは土日がメインですので、土日に関してはこの80台を超えた場合は、大竹中学校横の臨時駐車場を臨時駐車場として総務学事課からお貸しいたいてイベント時の利用ということになるかと思えます。どうしても周辺を見ましても公的な駐車場というのが確保できないものですから、大竹会館においても、限られた敷地内で有効的に建物を造つたうえで残った部分を駐車場ということになりますので、この台数がMAXということになります。それを超えた場合は、今までどおりそういった臨時駐車場ということで周辺の公共施設の土地をお借りすることになるかと思えますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

事務局 訂正で、81台という話だったんですが、上が67台で地下が31台で、合わせたら98台。あと郷水会館にも6台なので、たぶん100台近くになろうかなと思います。

小城委員 例えば屋外でイベントをやった場合。営利目的である場合、屋外で駐車場とかを使ってやったら台数が減ってくると思うんですけど、そうなった場合の安全面の管理もそうですけど、屋外でイベントをする場合は臨時を常に用意しておくとかというのは考えておいた方が良いんでないのかなというふうに思います。

事務局 言われるとおり、総合市民会館でも大きなイベント等ある場合は、臨時の駐車場を確保してそちらへ誘導するように、全部動線を決めて主催者側と調整しておりますので、大竹会館の方もそういう場合は大竹中学校へ誘導するように主催者と調整するという形になろうかと思えます。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 ないようですので、協議を終わります。

#### **協議・報告事項 大竹市放課後児童クラブ運営委託事業者の選定結果等について**

小西教育長 日程第8「協議・報告事項 大竹市放課後児童クラブ運営委託事業者の選定結果等について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和3年4月からの児童クラブ事業の一部業務を民間に委託するため、公募型プロポーザルを実施し、記載の事業者を受託予定者として選定しました。

まず、受託予定者の概要ですが、会社名は「株式会社明日葉」、本社所在地は「東京都港区」です。業務実績は、令和2年4月現在で、放課後児童クラブや放課後子ども教室など合計235件を受託している実績があります。そのうち234件は、今回の本市と同様の公設民営の運営形態となります。令和2年10月現在で、東京都の各区・市を中心に神奈川県横浜市、茨城県常総市など約30自治体と業務契約を締結しており、関東地区の自治体がほとんどを占めています。

次に、委託業務の内容についてですが、業務名は「大竹市放課後児童クラブ運営業務」、対象施設は大竹市内3つの児童クラブ、全7教室、業務内容は大きく言うと3点です。

続いて、選定の概要についてですが、10月2日から公告を行い、公告に基づき参加表明書と提案書等の受付を行いました。1次審査では書類審査を実施し、2次審査では事業者からプレゼンテーションを受けたのち、12月16日に選定委員会での受託予定者を決定し、12月17日に市長により最終的な受託予定者を決定いたしました。

選定方法は、大竹市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル選定委員会、選定委員5名と、外部からの意見を聞くための外部有識者5名により審査を行いました。審査項目に記載の5項目による1次審査を行い、上位5者を2次審査対象者と選定し、2次審査では、事業者によるプレゼンテーションを実施し、4点を評価し、各選定委員が採点した1次・2次審査の結果を基に、市長が最終的に受託予定者を決定いたしました。

委員会による審査結果ですが、参加表明は7者あり、1者が辞退、残りの6者による1次審査を行い、そのうち5者を選定しました。その後、プレゼンによる2次審査を行い、株式会社明日葉を受託予定者として決定しました。今後の予定についてですが、受託者が支援員等の募集を行い、受託体制を整え、市が受託者に業務の引き継ぎを行います。4月から受託者による業務が円滑に行える体制を築いていきます。

最後に、令和3年度からの保護者負担金と利用時間の変更についてですが、現在は、通常の利用は、月曜日から金曜日までが下校時から17時まで、土曜日が8時から17時まで月3,000円、延長希望者は18時まで利用でき、追加で500円となっています。これを、来年4月からは、同じ金額でサービスを向上させるため、月3,000円で、これまで17時までの利用を18時までに変更し、延長利用も追加の500円を負担していただくことで、18時30分まで利用できるように変更します。また、土曜日の利用につきましては、利用実態から、これまでと同様に終了時刻は最長でも18時までとさせていただきます。これまで8時から17時までを、月曜日から金曜日までの通常利用分3,000円に追加500円とし、17時から18時までを延長利用扱いとしていましたが、これを8時から18時まで、延長利用なしとして扱うこととします。なお、早朝利用に関しましては、追加500円の変更ありません。

この運営委託事業者の決定により運営委託事業者が決定したため、1月15日から「令和3年度の放課後児童クラブの利用申込」を始めました。本日追加で配付したカラーの資料（「放課後児童クラブ利用申込のご案内」）をご覧ください。まず、令和2年度との変更点についてですが、1点目、2点目は先ほどの説明と重複しますので割愛させていただきます。3点目につきましては、口座振替を実施するというものです。今まで利用料は、金融機関窓口や生涯学習課窓口でしか払うことができませんでしたが、4月以降は、金融機関で初めに手続きを行えば口座振替を行うことができるようになります。口座振替の導入により、利用者の利便性は向上するものと考えています。利用申込につきましては、2月9日火曜日まで受け付けを行い、書類審査により3月中旬には利用の決定を行い、決定後に決定通知の送付を行う予定です。

以上で説明を終わります。引き続き、児童が安全・安心に利用できることはもちろん、保護者のニーズをしっかりと聞き、地域・学校・保護者と連携して、放課後児童クラブの運営が充実するよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、これからもご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

事務局 補足としまして、教育委員会からも少しご心配が民間委託の中であつたと思うんですが、支援員はどうかというところだったと思います。今のところ、先般、事業者から支援員全員を集めて説明をいたしまして、これから個人面談に入りますが、ほぼほぼ皆様継続をしていただけるんじゃないかという状況です。最終的には事業者との雇用契約を締結することになりますが、現状ではそういう状況です。それと、利用申込等を保護者に配布させていただいて、何かしら保護者から反応があるかなというような思いもあつたんですが、今のところありません。ということなので、さほど保護者の方も民間委託されることに対して質問事項等はないんだなと実感しております。また、利用申込の案内にQRコードというのを付けさせていただいて、すでにアップされているんですが、これをスマホで撮ると明日葉さんの会社説明にリンクしておりますので、すぐに明日葉さんがどういう会社なのかというのを見ることができます。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

中田委員 選定方法の中にメンバー、選定委員と外部有識者というふうにあります、その中に保護者の方が3名入ったということなんですけど、これは各1名入られたということよろしいですか。

事務局 あすなろ児童クラブ、みどり児童クラブ、ひかり児童クラブの保護者、それぞれ立候補を募りまして、各1名ずつ入りました。

中田委員 そこに関してなんですけど、先ほど特段そんなに保護者の方から意見がなかったということなんですけれども、何かそれまでに、事前に保護者からアンケートをとったとか、いろいろ意見、保護者からの意見の吸い上げとかそういう動きはあったんでしょうか。

事務局 昨年になります、7月頃だったと思いますが、保護者に懇談会という形で各児童クラブを私たち職員が回りまして、そこでこの一般的な児童クラブの運営と民間委託を検討しているという話をさせていただいて、そこで意見を言う場を設けまして、今回導入させていただきました口座振替、振込になると銀行の窓口は15時までしか開いていないので、振込む、支払うのが非常に困難であるという、そういった意見をこの時点でまずいただいていた。そのときに民間委託についての反対とかそういったことはほとんどなかったように思うんですが、通常の運用のところ、こういったところであるとか、長期休暇のときの弁当、いわゆる配食、そういったところがなんとかならないですかねというような質問とかがありました。配食サービスについては、明日葉さんが提案の中で実施を検討したいというような提案を受けております。ただ、結局考え方なんですけど、この会社としては、本来は保護者が弁当を作ってそれを持たせる、それが教育的効果というかそれが大原則ではあるんですが、そうはいつでもやっぱりニーズによってはそういう配食サービスも実施は一応考えている。原則ではそういう思いはあるんですが、保護者の実態もありますので、提案の中ではお聞きしていますので、そういうこともこれから考えていきたいと思っています。

事務局 私の言い方で誤解を受けたかと。「放課後児童クラブ利用申込のご案内」を児童に持って帰ってもらって反応があったかという、一般の入会手続きに関しては電話等あるんですが、民間委託に関しての質問等はなかったという話です。先ほどの選定委員に外部有識者として入っていただいた3名の方から、プレゼンを聞いて質問があったかどうかという、ものすごくありました。これは教育長、総務学事課長も審査員でした。また、外部有識者の方はプレゼンを聞いて意見をお伺いするという形式でしたので、その時間をとって、会社が6者ですかね、各プレゼンが終わるたびに保護者の方に聞きましたところ、やはり非常に関心が高いのか、時間が足りないくらい質問事項等、ご意見を受けました。

中田委員 地区が限定されるんですけど、これまで栗谷とか阿多田、川手地区、バスを待つまでの間、優先で児童クラブを利用させていただいていたんですけども、そこは引き続き受け入れはしていただけるということでしょうか。

事務局 その運営に関しては、4月以降も変わりません。

池田委員 基本的なところの部分で、それぞれの日々の運営というのは、支援員さんたちがしっかりとやってくさると思うんですけど、この会社の方がそれぞれの児童クラブにどのようにかかわってくださるのか。例えば、トラブルが起きたときには最終的には教育委員会が引き受けて話をしていかなければならないと思うんですけど、これを見ると、広島に支社があるのかどうかよく分からなくて。すぐに飛んできて対応してくれるような方がいてくださるのかどうか

という部分はいかがでしょう。

事務局 この会社は首都圏、東京中心という話をさせていただいたと思うんですが、中国地方、四国地方、いわゆるこの近辺でいうと初の出店ということになりまして、公募の条件として、広島県もしくは山口県に必ず事務所を有することを条件として入れています。この会社は、今聞いている話では2月1日から広島市内、広島駅の裏の方、二葉の里あたりになるんですけど、そこに事務所を構えまして、そこを営業の拠点にするということで、これからおそらく周辺地域へ事業拡大を考えているんだと思います。基本的には、エリアリーダーというのを1人選びまして、このエリアリーダーが3児童クラブのどこかにいらっしゃるという形になります。さらに、エリアマネージャーというのを先ほどの広島支店、そこに置きまして、こちらは営業なんかもするんですけど、そこが今度は本社との橋渡しということになります。エリアリーダー、エリアマネージャー、本社、こういったところの遠隔、そのエリアリーダーもしくはエリアマネージャーからこちらの教育委員会にいろいろ報告があがってきまして、そこと教育委員会とが連携するというような流れになるかと思えます。

小城委員 「利用申込のご案内」の変更点のところなんですけど、おやつ代、平日利用月1,000円と土曜日利用が月1,200円ということは、2,200円かかるということですか。

事務局 平日利用のみであれば1,000円、土曜も利用するのであれば1,200円、プラス200円です。

中田委員 民間委託されるということで4月からスタートすると思うんですけど、やっぱりどういう状況かっていうのは気になるので、何か月か運営してみて、その様子というか子ども達の様子であるとか保護者の方々の意見が知ることができたらなというふうに思いますので、いずれかの時点でまた報告を聞ければなというふうに思います。

事務局 機会を設けさせていただいて、状況等報告させていただきたいと思えます。

小西教育長 新たな取り組みということで、こちら手探り状況の中でのスタートとはなるんですけど、先ほど言われたようなご意見等についてはしっかりと取り組んでまいりたいと思えます。1つ言えるのは、来年度も教育委員会の取り組みとして、保護者との懇談会を必ず年に1回はもってご意見を聞くという。それをまた明日葉の方へフィードバックしていくという形をとりたいと思っております。

池田委員 この書類審査で、利用の決定は生涯学習課がされるんですか。

事務局 利用の申込、今も既にやっているんですけど、利用の申込と利用の決定。もし一定人数を超えた場合の待機の決定、これらは全て教育委員会がします。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 ないようですので、協議を終わります。

## 協議・報告事項 令和2年度成人のつどい延期後の開催日程及び開催時の振袖着脱等の対応について

小西教育長 日程第9「協議・報告事項 令和2年度成人のつどい延期後の開催日程及び

開催時の振袖着脱等の対応について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和2年度成人のつどいの開催を、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を受けて、令和3年1月11日成人の日から、令和3年8月14日土曜日に延期します。開催時間は13時からで変更ありません。延期に伴いまして、式典の開催場所を総合市民会館からアゼリアホール・大竹会館に変更します。また、延期に伴いまして、振袖等を着る新成人の暑さによる負担軽減のため、着付け等に伴う出展事業者スペースと振袖着脱等の個人利用スペースを設けます。着付け等に伴う出展事業者スペースは、大竹会館内の広さ約24～59㎡の最大5部屋を用意する予定です。振袖着脱等の個人利用スペースは、同じく大竹会館内の大集会室の壁沿いにパーテーションを設置して区切り、希望者1人1人に一区画を用意する予定です。当日は、出展事業者等の着付け等の準備のため、開館時間を8時頃にするを考えています。なお、出展事業者及び個人利用の人数によって、部屋の組み替えを行うこともあります。

現在、着付け等に伴う出展事業者スペースの利用者と振袖着脱等の個人利用スペースの利用者を募集しています。1月29日で一旦締め切り、調整を行いますが、部屋に空きがあれば追加で募集を行う予定です。当日は、感染症対策として、入場者へのマスクの着用、手指消毒を徹底します。また、着付け等に伴う出展事業者には、定期的な換気の協力をお願いします。また、入場者の把握のため、連絡先を所定の用紙に記入してもらいます。なお、今回の着付け等に伴う出展事業者スペース、振袖着脱等の個人利用スペースの提供につきましては、振袖等を着る新成人の暑さによる負担軽減を図るために行うことから、貸室の使用にかかる利用者の費用負担は求めないと考えています。

現時点での出展事業者として申込がありましたのは、呉服店や美容室等の計3事業者ほど申込があります。個人利用は、計4人。こちらは出展事業者と重複している方もいらっしゃるということなので、これから調整に入って、最終的に把握をして対応していきたいと考えています。以上で説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

池田委員 なかなか想像ができないところの部分もあって大変だと思うんですけど、この成人の日にも他市町村で開催をされたところのテレビを見ていると、やはり入場のときの時間がぎりぎりに来られたりとかそういう部分で調整をされて、間隔をあけて入れられていたので、列ができたりとかそういう部分がテレビの放映の中であったので、そのあたり成人の方の来られる時間帯の周知っていうのを、1つの時間に集中しないようにっていう配慮がどこかでののかなと思いました。

事務局 今回着付けのスペースを設けるので、そういったことで若干の分散はできるということと、なるべく早めに来てもらうとかそういう配慮をこれから考えていきます。

小西教育長 他に質疑はありますか。

委員一同 なし。

小西教育長      ないようですので、協議を終わります。

協議・報告事項 令和2年度修学旅行の中止及び変更の判断基準について

協議・報告事項 令和2年度卒業式の実施について

協議・報告事項 令和3年度入学式の実施について

小西教育長      日程第10「協議・報告事項 令和2年度修学旅行の中止及び変更の判断基準について」日程第11「協議・報告事項 令和2年度卒業式の実施について」日程第12「協議・報告事項 令和3年度入学式の実施について」の3件は、関連する議題となるため、一括しての審議とします。事務局から説明を求めます。

事務局      令和2年度修学旅行の中止及び変更の判断基準について報告します。資料は、12月11日付けの校長宛の通知です。修学旅行につきましては、2学期に小学校3校が全て長崎方面を目的地に、感染症対策を徹底して無事に終了しております。今後の中学校の修学旅行についてですが、当初、玖波中学校が1月26日から2泊3日の予定でしたが、新型コロナウイルスの全国的な感染拡大の状況を踏まえ、延期を行いました。従いまして、これで全ての中学校が1回の延期を行い、大竹中学校は2月24日から長崎方面、玖波中学校が3月2日から同じく長崎方面、小方中学校は3月3日から四国方面の予定で、全て2泊3日を予定しております。修学旅行の中止や変更等の判断基準については、9月の教育委員会会議で報告させていただいた内容を少し変更しております。9月の基準では、感染状況の新型コロナウイルス感染症分科会提言のステージの段階を1つの基準にしていますが、ステージやレベルというものの内容が国によっても都道府県によってもそろっていないため、分かりづらいということがあります。5つの基準のいずれかに当たる場合、中止及び変更の判断を行うことに変更しました。

1つ目の「緊急事態宣言」は、現在、広島県や目的地については対象とされておりませんので当てはまりません。2つ目は、目的地が他地域から来ることを自粛する要請がある場合、3つ目は広島県外への移動自粛要請がある場合、4つ目は修学旅行の期間に学校閉鎖や中学校2年生の学級閉鎖がある場合、5つ目は、例えば、他の複数の学級が臨時休業になっていたり、中学校2年生が濃厚接触者として複数休んでいたりする場合なども当てはまるかと思えます。もちろん、今後も感染症にかかわる動向を見ながら、基準の変更を行う可能性があります。

続きまして、令和2年度卒業式の実施の在り方について報告します。資料は、12月11日付けの校長宛通知です。中学校が3月11日、小学校が3月19日に予定しております。新型コロナウイルス感染症の現在の状況から判断しまして、卒業式の在り方につきましては、おおむね昨年度との内容と同様です。実施方式等ですが、出席者にかかわるところでは、在校生は代表のみとし

ております。また、教育委員様につきましては、来賓として教育委員会告辞をお願いいたします。5分以内におさめるようにいたします。

昨年度と異なるところですが、昨年度は卒業証書授与で校長から卒業生にステージで1人1人授与を可能としたのは、人数が少ない玖波小学校と玖波中学校だけでしたが、換気やマスク着用等の効果が科学的に分かってきていることから、本年度はどの学校も1人1人の授与を可能としました。感染防止のための措置等ですが、昨年度と異なるところは、特に卒業証書授与の際の校長等の手指消毒、換気の仕方、換気に伴う寒さ対策、受付時の保護者等と来賓への検温です。

その他ですが、延期や中止の判断は、卒業式当日が臨時休業になる場合や濃厚接触者の状況による場合、卒業生を送る会や修了式などの今後の儀式についての出席者の人数は、一人一人の距離をとった卒業式の出席者の人数を上限とすることとしました。中学校については、3校とも換気等の対策を徹底して全校が体育館に集合しても良いということになります。

最後に令和3年度の入学式の実施についてです。4月7日に大竹市全ての小・中学校で予定しております。資料は、1月4日付けの学校長宛の通知です。おおむね卒業式と同様です。1点だけ、感染防止のための措置等ですが、新入生及び保護者等の朝の検温についてです。卒業式は、卒業生についてはこれまでも毎朝、家で検温を行い、カードを学校で提出することとなっていますが、特に小学校への入学生については、例えば、入学説明会で検温カードの提出をお願いしたり、当日受付で全員検温したりするなど、学校の実情に応じて対応することとしております。いずれにしても、徹底すべきところであると考えております。あとは、ほぼ卒業式と同様ですので、お読みいただけたらと思います。以上で説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 国が「緊急事態宣言」を発し、外出制限を要請する場合っていうのは、「広島県民に対して」というのが入るんですよね。あと、旅行先の県知事が、国民に向けて当該旅行先への旅行を自粛するように要請する場合っていうのも、例えば、広島県がすごく感染者が増えていたときに広島からは来ないでくださいみたいなのもあったと思うんですけど、そういうものも含まれるというので、もう少し言葉が必要だったのかなとこれを読んで思いました。

事務局 これはいろいろ他の事例を参考にしまして、県立がおおむねこのようにされているということで参考にさせていただきました。1つ目の「緊急事態宣言」、当然東京とかそのあたりは関係ありませんので、修学旅行につきましては広島県と先ほど説明させていただいた目的地について、例えば長崎県に緊急事態宣言が出たとなればもう長崎には行けないというような判断になるかと思えます。2つ目、旅行先の県知事が広島県からは来ないでくださいと、広島県に限らず他の地域へ自粛を要請されるという場合ということで書いておりますけれども、ちょっと分かりにくければ、修学旅行説明会で当然また説明して

おりますので、そのあたりで何か質問等ありましたら対応していきたいと思  
います。

池田委員 これは学校宛なので、これできっとやりとりは済むと思うので、保護者の説  
明のときにはもっと細かな説明があるのかなと思いました。特に広島県は、こ  
の前も結局却下になりましたけど、準ずる地域とかいうのもあったりしてすご  
く細かい設定がこれからされていくだろうと思うので、保護者への説明につい  
てはもっと細かく丁寧な説明がもっとも必要になってくるかなと思います  
ので、よろしくお願いします。

事務局 中学校の説明会をしまして、こういう基準もそうなんですけれども、特に旅  
行中の感染対策ということで、以前日本旅行業協会の修学旅行の在り方、例え  
ば食事についても時間差にするとか間隔をあける。小学校でしたけど聞いてみ  
たら、本当に全員前を向いて黙って修学旅行中食事を、今までの修学旅行では  
考えられないような食事の仕方をしている、というように徹底をされていると  
いうところで、そのあたりのことも説明をして。今のところ中学校の方では、  
一部不安な方もいらっしゃるんですけども、同意書を出していただきます。  
説明会等でもおおむね皆さんご理解いただいているというような状況です。ま  
た何かありましたら、こちらの方も学校と連携しながら保護者に理解を得てい  
くということを思っております。

中田委員 実際説明会に行ったんですけども、この文を含めてプラスアルファで学校  
の方から詳しく文章を作っていただいて、校長先生自ら説明していただきました  
し、学年の先生方、保健の先生、旅行会社の方も来てくださって。すごく工  
夫してくださっているというか、ホテルに関しては階を貸し切り、次の日は宿  
をまるまる貸し切りとか、その辺とか安心できるように工夫していただいでい  
るのを細かく説明してくださったので、子ども達も保護者も少し不安はあるん  
ですけども、それを少しでもぬぐえるようにというか、安心して行けるよう  
にという説明はしていただいているので、現時点では行かせる方向というか、  
子ども達も楽しみにしているので、安全に行けたらいいなと思います。

小西教育長 こちらサイドとしては、しっかり学校の方には緊張感を持ってですね、安  
全対策の徹底ということで、このあたりは指導の方はしっかりしてまいりたい  
とは思っております。

池田委員 1人1人に卒業証書を渡していただけるっていうのは、子ども達にとっても  
保護者にとってもすごくありがたいことかなと思うんですけど、その分卒業式  
がすごく延びると思うんですね。今のところ一番多いのは大竹ですかね。どの  
くらいの時間を想定しておられるのかお聞かせください。

事務局 昨年度はおおむね1時間以内、そのような指示をしていたかと思  
います。1時間程度だったか以内だったかと思  
います。今回は1人1人に渡すということ  
で、玖波小・中は1人1人去年も渡していたんですけど、今度大竹小とかは10  
0人以上ということになります。これまでもしていたかと思うんですけど、効率  
良く。例えば、これはしているところとしていないところがあったんですけど  
も、児童生徒の卒業証書授与終わりの礼と始まりの礼を同時にして時間短縮を

する。これはまだしていない学校もありましたので、そのあたりはしっかりやっ  
ていただくということで。やっていたところについても、一番多いところで大竹  
小だったら、全てかけて1時間半は必ずかかるのかなと。ただ、歌とかそのあた  
りをできるだけ少なく、短縮できるところは短縮して行っていく。2時間はちょ  
っと長いかなと思いますので、1時間半くらいで設定しています。

小 城 委 員 卒業式のこと、今各学校に案内が行っていると思うんですけど、学校によ  
って歌が多いとか少ないとか、そういうのはあってもいいんでしょうか。

事 務 局 何曲までとかいうことはありませんけども、最低校歌、国歌はあって、それ  
ぞれ学校の実情というか、特色というか、力を入れてきたところとかいうのがあ  
りますので、昨年度小方中でしたら結構何曲かありました。そうでもないところ  
もあったり。何曲、というのはいしていません。あとは学校の判断で。あまりにも  
極端なところはないと思うんですけども。

池 田 委 員 他の市町村では、教育委員会の告辞だったりとか来賓祝辞を割愛している  
ところもあるので、主役の子ども達がしっかりと1人ずつもらうという部分がメ  
インになっていけば、校長先生の話や送辞・答辞は子ども達が主役なので大事に  
なってくると思うんですけど、教育委員会の告辞だったりとか来賓の祝辞って  
いうのはもし可能であれば割愛して行って、そういう感染を防ぐ、予防という  
ところの部分で、可能であればそういうことも考えても良いのではないかなとい  
うふうに思いますが、いかがでしょうか。

事 務 局 そのあたりも考えたんですけども、やはり地域の方とか保護者の方のお祝  
いの言葉とか、今後に向けての希望を持たせるという意味で最低限必要なの  
かなということで、せめてたくさんのその他の来賓の方のご来場はお控えいた  
だくと。入退場の時間等も、もちろんご高齢の方も来賓の方には多いので、そ  
ういった意味でもお控えいただくということなんですけれども。事務局の考え方  
としては、先ほど言いましたように最低限の方のお祝いの言葉をいただきたい  
と考えています。

小西教育長 どちらにしても、式の時間ということについては、学校も以前でしたらリ  
ハーサルをやってタイムスケジュールも出てくるんですけども、それもなかな  
かできないということで、そういう中だけ時間についてはしっかり教育委員  
会の方から例えば60分以内であるとか、90分以内であるとかそのあたりの  
ルールは投げかけたいというふうには思っております。

事 務 局 昨年度と違うところは換気というところで、長時間いればいるほどリスクは  
高くなるんでしょうけれども、常時換気が原則ということ。対角のドア、窓等を  
適度に開けて常時換気に努める。難しい場合はこまめに、30分に1回以上数分  
間程度ということで、式中にドアや窓を全開にさせていただく。併せて寒さ対策、  
卒業生については上に上着を着るわけにいかないの、下に着るなどしてもら  
うということになるかと思えます。もちろん保護者等については、上に着ていた  
だいて結構なんですけれども、そのあたり徹底したいと思えます。

池 田 委 員 先ほどの来賓の告辞や祝辞なんですけど、今の状況であれば大竹はそれほど  
出てはいないし、広島も少し落ち着いてきているところなんですけど、この12月

末から1月初めのような広島県の感染者状況、大竹はそれほどではありませんでしたが、そういうような状況になったときには卒業式をなしに、中止っていうのはなかなか子ども達にとってもしんどいことなので、ぜひやってほしいと思います。もし、そういうふうな状況になったときには、先ほどの告辞であるとか祝辞であるとかの割愛も検討の中に入れていただいて、実施ができるような方向にしていいただければと思います。

事務局 通知の前文に「ただし、今後、状況の変化によって対応を変更する可能性があります」と書かせていただいているように、今後、そういった状況の変化、急激に大竹で増えてきたとか個別の状況の変化によって、例えば来賓を全てなくすとかということも考えますので、参考にさせていただきます。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 ないようですので、協議を終わります。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

これにて、令和3年第1回大竹市教育委員会会議を閉会いたします。

【閉会時刻 10時51分】

.....